

運 営 規 程

さくらメディカル訪問看護ステーション高田

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 さくらメディカル株式会社(以下「事業者」という。)が設置するさくらメディカル訪問看護ステーション高田(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)であつて、主治医が指定訪問看護又は介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場にたつたサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 7 前項のほか、「新潟県指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第22号)」及び「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第19号)」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 8 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 さくらメディカル訪問看護ステーション高田
- 2 所在地 新潟県上越市鴨島2丁目1番地9号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者：看護師1名（常勤職員）

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

2 保健師、看護師又は准看護師：常勤換算で2.5以上

*常勤職員1名は管理者と兼務し看護師2.5名以上勤務とする

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたる。又、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、管理者から決裁を受けるものとする（准看護師は訪問のみとする）。

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び訪問看護計画書等によるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

1 営業日：月曜日から金曜日までとする。

年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除く。

2 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービスの提供については、利用者の状態・希望に応じて、365日24時間対応する。

(指定訪問看護等の内容等)

第6条 指定訪問看護等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

(1) 指定訪問看護等は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、訪問看護計画書等に沿って実施するものとする。

(2) 指定訪問看護等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、訪問看護計画書等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

(3) 指定訪問看護等の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

2 指定訪問看護等の内容は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活への指導・助言等
- (8) カテーテル等の交換・管理
- (9) その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

(利用料)

第7条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスのあるときは、本人負担分の額とする。

2 通常のサービス提供地域を超えてサービスを実施する場合は、算定基準及び予防算定基準に5%を加算し徴収するものとする。

3 その他、基本料金以外の加算、減算に係るサービスと利用料金については、事前に利用者に説明を行い、書面にて合意を得た上でサービス提供を行う。

4 前2項の利用料金の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を発行する。

5 指定訪問看護の提供を開始する際に、予め利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の料金内容及び金額に関し、事前に文章にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は上越市・妙高市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認するものとする。

3 指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等か

ら提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(緊急時の対応等)

- 第10条 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に連絡するものとする。
- 2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

- 第13条 事業所は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ書面により、同意を得ておかなければならない。

(ハラスメントに関する事項)

第15条 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第17条 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、利用者様の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録することとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、関係者に周知徹底。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第19条 事業所は、職員の資質向上を図るため、全ての職員に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内に実施
- (2) 継続研修 年3回以上実施

(記録の整備)

第20条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は平成29年1月1日から施行する。

この運営規程は令和3年9月1日から施行する。

この運営規程は令和6年1月1日から施行する。

この運営規程は令和6年4月1日から施行する。